

平成 28 年度

一般財団法人

草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会

助成事業

募集要項

この助成事業の目的は、サイバーセキュリティに関する社会教育の推進、情報の共有と提供を通じて、サイバーセキュリティを基軸とした新しい社会基盤の整備のために地域において積極的に活動する団体等を支援することです。

【募集期間】

平成 28 年 7 月 1 日（金）～7 月 31 日（日）

1. 助成の対象

公益を目的とし、「サイバーセキュリティ基本法」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律」及び関係法令に則して、次の分野の範囲において、地域に密着して活動する非営利型の法人、相当の団体又は個人に対して助成する。

- ①サイバーセキュリティに関する調査、研究及び情報の提供に関する事業
- ②サイバーセキュリティの普及及び啓発に関する事業

※「サイバーセキュリティ」には、それを維持するためのものを含む。

例) 情報モラル、情報技術の利活用、利用者利便性の向上等

2. 助成金の名称及びその内容

名称 :	平成 28 年度 Grafsec-J 助成金
内容 :	<p>上記助成対象の範囲において、</p> <p>【既存事業への助成】これまで自主財源や公的機関からの助成により実施され、効果が認められる事業が、何らかの事由により財政的に継続が困難な事業。</p> <p>【新規事業への助成】</p> <p>これまでの活動を通じ、効果が想定される若しくは実証的に行う必要性のある事業。</p>

3. 申請（助成）事業者の義務・注意事項

- ・助成事業者は、助成を受けるにあたって、助成金交付規程に従うこと。
- ・他の助成金との併給は不可とする。
- ・助成事業に変更等が生じる場合には、Grafsec-J 代表理事に速やかに報告し、その指示を受けること。
- ・助成期間中、事務局から依頼があった場合は、所定の期日までに実施状況を報告すること。
- ・助成事業完了時には、速やかにその報告書を代表理事に提出して報告すること。また事業遂行時には、Grafsec-J の助成事業であることを明確にすること。
- ・助成金は、申請事業実施のみに必要な費用(謝金、会場費、出張費、物品費、印刷費、会議費等)を原則とし、茶菓代等は原則、対象外とする。但し、必要と認められ、当連絡会が承認した場合はその限りでない。
- ・申請者以外が主催する事業への助成は原則として対象外とする。但し、当

連絡会が承認した場合はその限りでない。

- 申請者が主に民間企業中心で構成される団体である場合、その団体が実施する事業への助成は、所属企業の業務外の活動かつボランティアであるならば斟酌し、検討対象とする。
- 申請者又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等資金提供を受ける場合も対象外とする。

4. 助成金額

平成 28 年度助成金総額	150 万円
助成件数	3~5 件程度
1 件あたりの助成額上限	50 万円

5. 助成期間

助成金の一部の交付を受けたときから 1 年以内。

助成金の交付時期は平成 28 年 10 月頃を予定。

6. 応募方法

助成金の申請をする者は、助成事業の目的、助成事業に要する経費その他必要な事項を記載した助成金交付申請書（様式第 1 号）を代表理事あてに下記の申込み・問合せ先まで、電子メール又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、当日消印有効。

7. 募集期間

平成 28 年 7 月 1 日（金）～7 月 31 日（日）

8. 選考方法

Grafsec-J が選任する審査員による審査を経て、Grafsec-J 理事会において決定する。審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や現地調査もしくはヒアリング等を行なう場合がある。

（参考）選考にあたり重視する事項は、巻末を参照のこと。

9. 決定の通知

選考結果については、上記理事会での決定後、助成金決定通知書（様式第 2 号）をもって通知する。尚、不採択理由についてはその開示は行わない。

10. 申込み・問合せ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-16-1

一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会
助成制度応募係

E-mail : office@grafsec.or.jp

TEL : 03-6757-6007

応募用紙は、一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.grafsec.or.jp/>

以上

(参考) 選考にあたり重視する事項（追記）

1. 事業の地域性

- ・事業を実施しようとする地域内の利益の増進に寄与する事業であるか。
- ・地域間の連帯を深め、関わる者の一体感を高める事業であるか。
- ・地域の特色を活かすための創意工夫があり、独自の発想やノウハウ、専門性を持って
いるか。
- ・地域の安心安全なインターネット利用環境の向上に寄与する事業であるか。
- ・地域の課題を的確に把握し、問題解決に向けた事業であるか。
- ・地域の資源を有効活用する事業であるか。

2. 事業の公益性

- ・事業が社会的に開かれたものであり、その参加者等の拡充の努力があるか。
- ・事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業ではないか。
- ・政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした事業ではないか。
- ・地域のニーズを的確に把握した事業であるか。
- ・不特定多数の市民の利益の増進に寄与する事業であるか。

3. 事業の具体性

- ・助成事業の募集要項の対象となる事業であるか。
- ・事業実施効果がテーマの目指す方向性に寄与し、問題解決に向けた事業であるか。
- ・当該団体等の過去の実績等から推測し事業を確実に実施できるための体制が十分なもの
になっているか。
- ・事業の目的及び内容に優れている点が認められるか。
- ・助成を希望する事業にある程度の緊要度が認められるか。

4. 費用の妥当性

- ・経費予算の積算が適当であるか。
- ・期待される効果に対して費用が妥当であるか。
- ・事業に要する経費に対し、その負担が適切であるか。
- ・法人・団体の運営及び経理等に明らかな不正がないか。

5. 事業の発展性及び継続性

- ・活動の中での本事業の位置づけが明確で、今後の活動がより発展するための十分な効果
が期待できるか。
- ・継続的で自主的な活動が今後見込まれるか。
- ・事業が地域内に広がり、様々な波及効果が期待できるか。
- ・事業効果が地域の発展に期待できるか。